

第二十六回 参議院社会労働委員会会議録第三十六号

昭和三十二年五月十九日(日曜日)午後
六時五十四分開会

委員の異動
本日委員大川光三君、千葉信君及び奥
むめお君辞任につき、その補欠として
横山フク君、木下友敬君及び田村文吉
君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長	阿具根 登君
理事	楠原 高野 山本 早川
委員	勝俣 紅露 斎藤 西岡 ハル君 西田 信一君 武藤 常介君 横山 フク君 片岡 文重君 藤田 藤太郎君 藤原 道子君 山下 義信君 田村 文吉君 德二君
来議院議員	野澤 清人君 床次 博君
國務大臣	厚生大臣 松浦周太郎君
労働大臣	神田 博君

○委員長(阿具根登君) ただいまより 社会労働委員会を開会いたします。
○水道法案(内閣提出、衆議院送付)
○医師国家試験予備試験及び歯科医師 国家試験予備試験の受験資格の特例 に関する法律案(衆議院提出)
○労働福祉事業団法案(内閣提出、衆 議院送付)
○委員長(阿具根登君) ただいまより 社会労働委員会を開会いたします。

本日の会議に付した案件
○南方同胞援護会法案(衆議院提出)
○医師国家試験予備試験及び歯科医師 国家試験予備試験の受験資格の特例 に関する法律案(衆議院提出)
○労働福祉事業団法案(内閣提出、衆 議院送付)
○委員長(阿具根登君) ただいまより 社会労働委員会を開会いたします。

本日の会議に付した案件
○南方同胞援護会法案(衆議院提出)
○医師国家試験予備試験及び歯科医師 国家試験予備試験の受験資格の特例 に関する法律案(衆議院提出)
○労働福祉事業団法案(内閣提出、衆 議院送付)
○委員長(阿具根登君) ただいまより 社会労働委員会を開会いたします。

本日の会議に付した案件
○南方同胞援護会法案(衆議院提出)
○医師国家試験予備試験及び歯科医師 国家試験予備試験の受験資格の特例 に関する法律案(衆議院提出)
○労働福祉事業団法案(内閣提出、衆 議院送付)
○委員長(阿具根登君) ただいまより 社会労働委員会を開会いたします。

本日の会議に付した案件
○南方同胞援護会法案(衆議院提出)
○医師国家試験予備試験及び歯科医師 国家試験予備試験の受験資格の特例 に関する法律案(衆議院提出)
○労働福祉事業団法案(内閣提出、衆 議院送付)
○委員長(阿具根登君) ただいまより 社会労働委員会を開会いたします。

○委員長(阿具根登君) 南方同胞援護
会法案を議題といたします。御質疑を
願います。

性者、現地におきますところの戦傷
者、戦争未亡人等を対象といたします。
して職業補導をいたしております。

その他の事業といたしまして、学校の
援助その他に対しましてもできるだけ
このことをいたたく、今日事業をいた
しておる次第であります。たとえば学
童問題に關しましては、新入学児童に
対する教科書の配付、あるいは援護物

を考えておるのであります。

○藤原道子君 そうした大切な仕事を
していただきこの援護会でございます
ので、今回のこの法律によって内閣總
理大臣が会長及び監事を任命する、こ
ういうふうになつておりますが、これ
がまた、官僚のうば捨て山的なものに
なつたり、あるいは官僚式な愛情のな
いものにゆがめられる危険性はないで
しょうか。

○藤原道子君 その現地に残されてい
る人たちの生活状況はどんなふうなん
ですか。

○藤原道子君 これは戦
争の犠牲者でござりますので、私ども
実はこの提案者の一人といつてしま
して、佐竹先生と一緒に過般参ったので
あります。参議院の方からも吉田、鶴
見兩先生が行かれまして、現地を見て
いたいたのであります。やはり戦
争による犠牲といふものは非常に大き
く残つてゐるということを考えておる
 것입니다が、今日までのいろいろな事例
を調べてみますと、公けの支配に属する
いうことは、やはり役職員、役員におき
まして政府の任命せられた者が役員に
なつておるということが公けの支配に
属する大きな条件になつております。
しかし、本会の性質上、できるだけ公け
の支配に屬する範囲を少くいたしたい
と、実は官僚政治になりますことを避

けたいという考慮を払いまして、特にこの役員の規定の中におきまして、この第十一條であります。役員の任命に對しまして多少考慮を加えております。会長と監事あるいは副会長、専務理事は、これはそれぞれ内閣総理大臣の任命になつておりますが、理事に限らぬ場合は、評議員会の同意で任命すしましては、評議員会の同意で任命するといふ形をとりまして、できる限り一般のいわゆる評議員の声といふものが反映いたしまして、官僚色に陥いることを避けるよう配慮いたしておる所以あります。この点は他のいわゆる公的の支配に属する団体よりも幾分持つてあたたかい仕事をしていただく上におきまして、十分考慮を今後とも払つていただきたい。

○藤原道子（阿良根登君） 私はそうでなければならないと思うのです。ことに愛情を持つてあたたかい仕事をしていただく上におきまして、十分考慮を今後とも払つていただきたい。

○藤原道子（阿良根登君） その問題の評議員でござりますが、三十名以上四十名以内となつておりますが、それはどういう人選を予定されておられるのですか。

○衆議院議員（床次徳二君） この人達は、現在の運営におきまして沖縄並びに小笠原諸島の地元の方々並びに渡邊事務所その他この事業が仕事をいたしました場合の関係の深い方々といふものを網羅いたしまして、大体他の団体の例を見まして所要と考えられます評議員を一応網羅いたしたような次第であります。

○委員長（阿良根登君） ほかに御質問ございませんか。——他に御発言もございませんよろしくから、質疑は足ります。

なるものと認めることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿良根登君） 御異議ないと認めます。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿良根登君） それではこれより討論に入ります。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿良根登君） 御意見をおありの方は、討論中にお述べを願います。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿良根登君） おありの方は、討論中にお述べを願います。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿良根登君） おありの方は、修正案にてお述べを願います。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

末をもつてその期限が切れておるのであります。

従いまして、これらの制度によつてなお資格を得ることができなかつた者に對しましては、現在医師または歯科医師となる道が閉ざしてしまつておるのであります。よつて、今回更に昭和三十四年十二月三十日まで予備試験を受験し得ることとなりました。これらの人々の将来にがなお相当数あるのであります。よつて、今回更に昭和三十四年十二月三十日まで予備試験を受験し得ることとなりました。

いたしまして、これらの人々の将来に希望を持たせることが適当と存します。

希冀を持たせることが適當と存しますので、本法律案を提出いたした次第ござります。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿良根登君） 討論は終局したものと認める」とに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿良根登君） それでは、これより南方同胞援護会法案について採決いたします。

○衆議院議員（野澤清人君） ただいま本案を原案通り可決することに賛成の方は挙手を願います。

○衆議院議員（野澤清人君） 全会一致でござります。

○衆議院議員（野澤清人君） それでは、これより南方同胞援護会法案について採決いたします。

○衆議院議員（野澤清人君） 本案を原案通り可決あらんことをお願いいたします。

○衆議院議員（野澤清人君） 何とぞ慎重御審議の上うみやかに御異議ございませんか。

○衆議院議員（野澤清人君） 本案を原案通り可決あらんことをお願いいたします。

○委員長（阿良根登君） 御異議ないと認めます。

○委員長（阿良根登君） それではこれより討論に入ります。

○委員長（阿良根登君） 御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。なお、修正案にてお述べを願います。

○委員長（阿良根登君） 御意見のおありの方は、討論中にお述べを願います。

○委員長(阿久根登君) 労働福祉事業
団法案を議題といたします。
御質疑を願います。

○藤田謙太郎君 この法案の内容を見てみますと、まず第一に、労働者災害の労災保険というのがあります。この災害者の治療保護に関する労災病院の問題、それから総合の職業訓練の問題、二つともこの法案に含まれているものは労働者保護をやる建前のものが主たる内容だと考えます。そこで、私のお尋ねしたいことは、労災病院の経営業務といふものを一つとり上げてみましても、いかにこれが今の労災保険の建前、労働者業務上の災害によって起きた労働者の災難をいかにして治療し給付をするかというところに、より一その労働行政の立場から、社会保障の立場からいたしましても、これはやつてもわななければならぬと思うのです。そこで、私のお尋ねしたいのは、今後理事会においてこれの運営はおやりになると思うのですけれども、実際問題として、労災保険はむろん労働大臣の諮問機関になつてゐる労災審議会というものがござります。しかし、ここには三者構成によつて運用の努力をされている、こういう二者が一体となつて、この保護をしていくという精神が、この事業団に移行して業務が行わなければならぬと私は思うのです。そこで、このたとえば執行せられる理事者の面を見ますと、そういう

う要素がうかがわれない。そこで問題は、このよう^にに労働者または使用者の代表がこの事業經營に対してもかかる形で参与していくか、私はまずそれを聞きたい。

○國務大臣(松浦周太郎君) ただいまの藤田委員の御質問はしごくごめんともございまして、民主的な運営をはかるためには労使の代表を事業団の業務の運営に参画せしめる考えはないかと、大体大約されると思うのであります。これに対しましては、労働福祉事業団の民主的運営をはかるために、労使の代表を各三名ずつ労使団体より推薦を求めて、参考の名のものに事業団の業務運営に参画せしめたいたいと思っております。このことは事業団の設立の際、労働大臣より監督命令により処理いたして御期待に沿いたい所存でございます。

○藤田藤太郎君 それに関連してでございますけれども、私は考えますに、私も労働者災害、労働者の保護といふものについては人以上に熱意を持つてきたものであります。そういう立場から考へて、今のよ^うな病院施設、それからたとえば訓練施設もござりますが、そういうものができてくる、この熱意というものが私はやはり労災審議会でもまたはこの病院の業務と申しましようか、その中でも私は伸ばしていただきたい、うんとより伸ばしていただきたいというのを私は考えるわけであります。でありますから、その点、労働大臣といたしましては、今までやつてきた労災の病院その他、訓練その他について今後どういう工合にお考えになつておるか、その点をお聞きしておきたいと思います。

○國務大臣(松浦周太郎君) 内容をどうぞう少し……何かちょっとつかめなかつたのですが……。

○鶴田藤太郎君 たとえば今の労災病院というものが、具体的に申し上げますと、地域的に十分で私はないと思うのです、労働者の。そういう問題、その他これはもう保険というか、やはり事業から起きた何と言いますか、負担、業者の仕事の上からくる賠償とは言えないにしたって、そういう性格が業務上起きてきた災害者に対するものとしてあるわけですから、そういうそこの保険の精神というものを十分生かすためにも、やはり施設の増強であるとか、それから治療、その他の内容の完備であるとか、そういうものについて私は十分に心をいたしていただきたい、こう思うのです。その点について……。

○國務大臣(松浦周太郎君) お問い合わせに対しましては、施設の不十分なる点、あるいは時代におくれておるような点、あるいは経営に対する労働者全体に愛の欠除しておるような点につきましては、御趣旨の精神を体しまして、万全を期していきたいと思つております。

○片岡文重君 労災病院が初めて設置されましてからすでに八年も経ておりますし、総合職業補導所は設置されてから今日まで五年も経ております。その間、労災病院は二十四カ所、総合職業補導所は二十三カ所、これは四十六、七カ所もある都道府県の中で大体半数の設置個所しかないわけでありますが、このことは言いかえれば、この二十四カ所なり、二十三カ所の府県においては、困難な財政の中からどうし

でもこれを設置しなければならないといふ特殊事情下に置かれたからこそ、この努力をしてこれらの施設を設置いたものと私は考えます。従つて、これらは、特に総合職業補導所等についてのその地域における特殊事情といふものは十分しんしゃくされなければならぬまいと考えますが、この法案によりますると、これらの運営、事業計画等は、一切この事業団において、つまり中央においてなされ、従つて、今まで都道府県知事が鋭意行なってきたところの特殊的な事情に基く指導、運営、管轄権といふものがなされなくなつておる、こういうことを考えますと、むしろこの事業団に持つてくることがマイナスになるのではないかとを考えますけれども、これに対しても、事業団を提案される政府としては今後どういうようになりますかとお伺いとされるのか。その点をお伺いしたいと思います。

もって定められる。従つて、特殊的な事情について十分取り入れられるようになると、御答弁については了承いたしました。

もう一点お伺いしたいのは、これはひとりこの本法案に掲げられる事業団ばかりではありません。他の住宅公団その他のすべての公団に対して当たる問題であります。その公団におられる職員諸君の退職後の問題であります。もちろん在職中に退職後の老後の生活保障のできるよう蓄積のできるほどの余裕ある給与がなされるならば、これはまた別問題でありますけれども、そうでなくして、年々ぎりぎり一ぱいの生活を続けられるような諸君がほとんど大部分でありますから、これらの方の退職後における、つまり老後の生活保障という点について考えなければならぬと思います。今までの実情では、たとえばこの事業団所等に勤務されておる諸君は地方公務員としてやつてきただけである。そこで、この事業団に引き継がれますと、地方公務員として勤続してこられた年金に対する年数がここで打ち切られて、年金を受ける資格があるまで地方公務員であつたものは別として、その途中においてその事業団に引き継がれた諸君は、その老後の保障が失われるわけでありますから、これについては、事業団においてこの事業団だけでそういう組織ができるとするならば、全事業団を包括するなり、とにかく事業団職員の共済組合法というようなものを作られて、それにこの退職後の生活保障等についても考え方のよなな措置をとられたらどうかと思うのであります。が、これは今すぐどうこうということ

はできぬでしよう。けれども、取りあえずこの労働福祉事業団に引き継がれる諸君の事業団退職後におけるそういう点についての御措置が考えておられるのかどうか。もし考えておられるとするならば、なるべく具体的にその点について御説明をいただきたいと思うのです。

○片岡大臣（松浦周太郎選）この点も
片岡委員のお問い合わせになるのはどもと
もでありますて、これについていろいろ
お考慮いたしておりますが、事業団の
退職金規程の制定の問題であろうと思
うのであります、その制定に際しま
しては、御指摘の点を十分考慮いたし
まして、適正な退職金規程を定める考
えでござります。

が、この事業団に収容される人員は、この前の委員会における御説明では、せいぜい三、四千名の程度であります。従つて、長期給付をするような積立金はなかなか困難であろうと思いまするし、政府がこれに補給をすると、こと、他の共済組合に対しての振り合い上、これも困難だと思う。従つて、この適正な退職金制度というお考えの中には、大体短期給付が——つまり一時金だけが考えられておつて、長期給付の点についてはあまり考えておられないのではないか。かりに考えたまでも、実施が困難ではないかと思われますが、國家公務員の場合には——事業団を退いてさらに國家公務員となるような場合には、この本法の中にも若干その規定が触れられてあるようですが、

りますから、共済できる面もあるらうか
と思いますけれども、地方公務員の場
合にはそういう点、はなはだ心もとな
いような気がするのですけれども、そ
れらの点については、地方公公団体等
についても十分な話し合いをなさつ
て、その点を円満に解決する御意思が
あるのかどうか。あるとするとならば、
どういうふうにこれを解決されようと
するのか、お伺いしておきたいと思
います。

○國務大臣(松浦周太郎君) ただいま
のお話、じやくじゅくわくともあります
が、この立案當時——その後におきま
してもいろいろ私の省で研究いたしま
して、それで実際に合うように——理
論と実際が合うように、大体まあ構想
を持っておりますから、村上総務課長
からこまかしく御答弁いたさせたいと
思ひます。

○政府委員(村上茂利君) 片岡先生の
御指摘ごもつともございますが、御
指摘ございましたように、一時金が
中心ではないかという点でございます
が、まあ最もやりやすい方法としては
御指摘のような形になるかと存じま
す。ただ先般来いろいろ御意見もお伺
いいたし、今御指摘のようにアイデア
もお示しいただきましたので、事業団
の職員だけではすこぶる困難な問題が
ござります。これは率直に認めざるを得
ないのですが、それをもつ
と大きな形において取り上げる方法は
ないかと、こういう点につきまして
せつかく検討を進めておるところでござ
いまして、この退職金規程はいずれ
事業団が発足いたします際に事業団に
おいて決定される規定でございますの
で、その際、事業団において退職金規

程を作る場合の有力な資料となるようなものをここ一両月の間に至急作りたいと、かように考えておる次第でござります。

○山下義信君 この際、私は一点だけお尋ねして労働大臣の御所見を承わっておきたいと思うのであります。

本法によりますと、この事業団が設置せられまして、政府のお考へでは責任体制がこれによつて確立せられる。事業經營の主体が強化せられるという御趣旨であります。従つて、理事長も労働大臣の任命ということに相なつておる。監事も任命ということになつて労働大臣の指揮下に置かれる前になつておるというのであります。実はわれわれが――社会党が本案に対しまして難色を示すやうんのものは、従来この種の労働者を対象とするすべての問題に対しても、できるだけ労働者の利益を代表する者が参画すべきであるといふことが一貫した方針であります。それで、先般、社会保険審査会審査委員等の任命に対しましてときもこの趣旨を一貫して議論しておつたのであります。本法には、その点が、先ほど藤田委員の質疑にありましたように、欠けておりまつし、かつまた、本案が提案をせられまする動機等につきましても、若干納得しがたい節がありまして、それらがわれわれの難色を示す一つの理由にもなつておるわけであります。労働省におきましては、この労災保険は実に労働行政の中心であり、ことに基準行政の裏づけであつて、これを離されますと、基準行政の確保はまことに困難をきわめるという御趣旨がありまして、かつて、われわれが社会保障制度審議会で、これらの保

隙も他の保険と統合、あるいはその範囲に入れようじゃないかと言つたとき、に、当時の寺本労働次官は、委員の一人として、労災保険が労働省から切り離されるということがあつては労働省の致命傷になる。基準行政は全く困難に陥るものであるということで、この労災保険について、労災保険と労働省との密接な関係について力説せられたわけであります。われわれはその意見に耳を傾けたことがある。これは、直ちに労災保険をどうこうではありませんが、労災保険の施設をいたしますことはやはりその趣旨であります。今まで労災保険施設が、失業保険の施設も同様であります。別して、労災保険施設が労働省のいわゆる基準行政の手元にあるがゆえに、車の両輪と言いますか、表裏一体と言いますか、基準行政の大きな裏づけとして一応この役目が果されておる。これがいわゆる外に出されて、独立の経営主体となつて、なるほど強化せられて、そして責任体制が確立されると、い形には、その点は一応の特徴がありましようけれども、あるいはこの事業団の理事長等がいかなる人が将来任命されるか知りませんけれども、相当な立場の人がこの理事長に就任する、事業団の経営の首脳者になる。これがために、この案の建前では、労働大臣の管轄下にあることになって、その指揮命令に服することになっておるが、実際に運営をしていくと、いわゆる労働省の先輩と言ふか、古参と言いますか、そういう人たちがこの職につくがために、この事業について密接な関係のある、具体的長であるとか、あるいは労災部長であ

るといふような主旨の責任者が、それらを駆使する、いろいろ叱咤鞭撻するということも遠慮しなければならぬといふようなことに相なつては、基準行政といふものが非常に将来心配せられるのである。従いまして、いかなる人がこの理事長となり、經營の首脳者に相なりましても、いわゆる労働省におけるそれらの所管の責任当局が呼びつけて叱責し得るといふよくな運営のやり方でなければ、のこと本省の局課長がお何いに行くよくな形になりますては、私は将来非常に憂慮せられる状態になると思う。そういう点につきまして、労働大臣が、将来の事業団の指揮監督上の心得だとかかるいは運用の点につきまして、どういう御方針を示されるかということを承わつておきたいと思います。

なお、関連いたしまして、先ほど同僚委員の質疑の中にありましたが、たゞ單に、今の事業の程度の看板塗りかえの程度では意味がないのでありますて、将来これら事業内容あるいは施設等が非常に拡大強化せられねば無意味でありますので、将来、それらの点につきましても、積極的に拡充強化される御方針であるかどうか、この点をこの際承わつておきたいと思います。

○國務大臣(松浦周太郎君) 山下委員の非常に御丁寧な御意見は十分心に入れまして善処していきたいと思いますが、事業団の指導については、御注意の点を十分ただいま申し上げましたような心情をもつて万全を期していくべき、かように思つております。労災の保険給付につきましては、従来通り労働基準局が行う、こういう考え方の上に立っております。病院等の施設のみを

一応事業団で取りあえずやつていく。こうう考へでござります。御指摘の基準局は從来通り労災の保険給付等はやつていく。こうう考へでござります。

○山下義信君 私の質問とすれておるのであります。給付の内容を十分にするといふのはもとよりであります。が、施設の数などもどんどんとふやしていだくという方針で積極的に一つ事業団の事業計画を……、これは本来言えども、どういう御予定であるかといふことを承りたいのであります。が、そういうふうに積極的に事業計画をお立てになる御方針でありますかと

○政府委員(松浦周太郎君) 労働大臣といたしましては、この種の団体を指導監督する責任を持つておりますから、理事会等に対しまして十分指導監督を徹底していきたい、か

なう、ただいまのお問い合わせの中に事業を今後拡大するかというような御意見もございましたのであります。が、福祉活動は今後積極的にやつていただきたい、かようになります。

○委員長(阿良根登君) 他に御発言もございませんよ。ですから、質疑は尽きたものと認めるに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(阿良根登君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。なお、修正意見がおありの方は、討論中にお述べを願います。「なし」と呼ぶ

者あり)別に御意見もないようでありますから、討論は終了したものと認めることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(阿良根登君) 御異議ないと認めます。それではこれより労働福祉事務法案について採決いたします。

○委員長(阿良根登君) 「賛成者举手」

○委員長(阿良根登君) 多数でござります。よつて本案は、多數をもつて原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

附帯決議(案)

○片岡文重君 私は、この法律案を決まりまして、附帯決議をつけていた

だきたいという動議を提出いたしま

す。決議の案文を読み上げます。

○片岡文重君 私は、この法律案を決

まりまして、附帯決議をつけていた

だきたいという動議を提出いたしま

す。決議の案文を読み上げます。

○片岡文重君 本法案に対する私ども

の意向としては、すでに同僚山下委員

の決議とともに賛成の方は举手を

し上げたい点も多々あるのであります

が、本国会もすでに数時間の後に迫っておりますので、一応先ほどの質疑をもつて質疑を打ち切つたわけであります

が、この質疑を通してみまして

も、労災病院の今後の運営についてはいろいろな問題を腹蔵しております。特にこの運営について労使の意見が十分に反映されなかんづく

この運営に当り労働者側の意見とい

うものができるだけ多く反映されるよ

うにいたさなければならぬと思いま

す。この措置をまずしていただきた

い。

次に、先ほどの御質疑にも申し上げ

ましたが、この労災病院はもちろん総合職業補導所等の特殊性、地方性とい

うものを尊重するように具体的な措置

を講ずることであります。

それから職員の給与や労働条件等については、申し上げるまでもなく、政

府においても十分な考慮が払われてお

ると思いますけれども、日常生活並びに老後の生活についてはほとんど保障

らしい保障が考えられないようであ

りますが、それらの点について具体的に

早急に決定をされるようには希望をいた

しておく次第であります。

これが付帯決議を提出いたしました

理由でございます。

願わくば同僚諸君の御賛成を得たい

と存じます。

○委員長(阿良根登君) 御質疑ござい

ませんか。(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようですかからこれより採決いたします。

片岡君提出の付帯決議案を本委員会の決議とともに賛成の方は举手を

し上げたい点も多々あるのであります

が、本国会もすでに数時間の後に迫っておりますので、一応先ほどの質疑をもつて質疑を打ち切つたわけであります

が、この質疑を通してみまして

も、労災病院の今後の運営についてはいろいろな問題を腹蔵しております。特にこの運営について労使の意見が十分に反映されなかんづく

この運営に当り労働者側の意見とい

うものができるだけ多く反映されるよ

うにいたさなければならぬと思いま

す。この措置をまずしていただきた

い。

次に、先ほどの御質疑にも申し上げ

ましたが、この労災病院はもちろん総

合職業補導所等の特殊性、地方性とい

うものを尊重するように具体的な措置

を講ずることであります。

それから職員の給与や労働条件等については、申し上げるまでもなく、政

府においても十分な考慮が払われてお

ると思いますけれども、日常生活並びに老後の生活についてはほとんど保障

らしい保障が考えられないようであ

りますが、それらの点について具体的に

早急に決定をされるようには希望をいた

しておく次第であります。

これが付帯決議を提出いたしました

理由でございます。

願わくば同僚諸君の御賛成を得たい

と存じます。

○委員長(阿良根登君) 御質疑ござい

ませんか。(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(阿良根登君) 速記起して。この際申し上げます。水道法案については、きのうの委員会決定に基きまして、今期国会開会中審査を終了することを困難と認め、開会中終結審査することとし、議院の承認を得たのであります。が、会期が一日間延長となりましたので、会期内において審査を進めることにいたします。

片岡君提出の付帯決議案を本委員会の決議とともに賛成の方は举手を

し上げたい点も多々あるのであります

が、本国会もすでに数時間の後に迫っておりますので、一応先ほどの質疑をもつて質疑を打ち切つたわけであります

が、この質疑を通してみまして

も、労災病院の今後の運営についてはいろいろな問題を腹蔵しております。特にこの運営について労使の意見が十分に反映されなかんづく

この運営に当り労働者側の意見とい

うものができるだけ多く反映されるよ

うにいたさなければならぬと思いま

す。この措置をまずしていただきた

い。

次に、先ほどの御質疑にも申し上げ

ましたが、この労災病院はもちろん総

合職業補導所等の特殊性、地方性とい

うものを尊重するように具体的な措置

を講ずることであります。

それから職員の給与や労働条件等については、申し上げるまでもなく、政

府においても十分な考慮が払われてお

ると思いますけれども、日常生活並びに老後の生活についてはほとんど保障

らしい保障が考えられないようであ

りますが、それらの点について具体的に

早急に決定をされるようには希望をいた

しておく次第であります。

これが付帯決議を提出いたしました

理由でございます。

願わくば同僚諸君の御賛成を得たい

と存じます。

○委員長(阿良根登君) 御質疑ござい

ませんか。(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

〔速記中止〕

はその水源地、々々によって違います。しかし、要するに、水道水といふものの汚染防止を考えて参りたい。十分その予防をいたしたい。こういうような考え方をもちまして、水道施設といふものは健康を守るために欠くべからざるものでござりまするから、清潔保持をしなければならないということを表わしたわけでございまして、ことに今日のよう放電能の汚染といふような問題もござりまする」。さらには、「近時鉱業の開発、工場の設置等によって非常に汚染されるというような關係が多いものでございまして、政府といつたしましては、関係各省ともいろいろと目下協議をいたしております。この鉱害の防止と申しましようか、河川の汚染といふものにつきまして、河川だけに限らず、農業その他一般の国民の生活環境の汚染をも防止したいといふ意味で、鉱害の防止法といふようなまとまった一つの基本的な法律を作りました。こういうよな意図をもちまして、それぞれ目下検討を加えておる。こういうような状態にござります。

思うのです。そういうものについて、私の聞くところによりますと、そういう防止的な処置というものが講ぜられていない。今日雨が降れば何万カウントト、何十万カウントといふことの問題が放射能の灰によつて社会的にも起きてしまつた。たとえば水爆のビキニの問題が起きた。こういうような工合になつて、濃度の問題はどの程度に人体にどのような障害を与えるかどうかということは専門的に御研究なさつておると私は思うのです。だからその今の実態をお聞かせ願いたい。これは将来といふ問題じゃないと思う。今日今直ちに起きておる問題だと思う。これをお聞かせ願いたい。

することになりますが、特に生活環境の汚染防止あるいはその対策につきましては、政府部内において話し合いをいたしまして、すみやかに厚生省におきまして総合的な対策を立て、つまり空気の汚染あるいは水の汚染、かようなものをどの程度にするか、あるいはその基準をどうするかというような点をすみやかに確立いたしまして、それぞれの末端を通じてその徹底をはかるといふことに決定をいたしておる次第でござります。従つて、私どもとしては、現在最も問題になりますのは、どの程度まで放射能というものが許容されるかということに主力をおいてその基準を検討をいたしております。一方、この日本の現状がどの程度まで果して劣化させておるか、また何處で劣化

○国務大臣（神田博君） 今藤田委員の御指摘になりました問題も非常に重大な問題でございまして、厚生省といなしましては、大体そういうような医学的な操作方法を研究しておるといふような病院あるいは学校等は大体マークされると申しますようか。わかつておりますので、個々の問題としては、十分連絡をとつて除外の措置を講じるようなことをいたしております。そこで、これはまあまだ初期のこととございまして、ですから、特定の学校とか、病院のみに限られておるわけでござりまするが、か、この二点をお伺いしておきたい。

それからなお、総合的な措置方法の問題につきましては、これも今申し上げたような事情でございますの、最近——今回イギリスにおきましても大きなあいした実験がとられておるようありますするし、あるいは米ソ関係におきましても、なお一そろそろいう空気があるように聞いておりますので、この点につきましても一つ関係当局、特に科学技術庁と十分に連絡をとりまして、総合的に立案をいたしまして十分な措置を講じて参りたい、こういうふうに考えております。

なおもう一つ、水道水の汚染の問題につきましては、近時工場が盛んになつて参りまして、工場の廃水によつて水道用水汚染が大きな問題になつて

○國務大臣(神田博君)　ただいま藤田委員の御指摘になりました放射能による汚染の問題は、これは水道用水のみに限らず、われわれ生活環境のすべてに含まれた問題でありまして、政府といたしましては、各機関を动员いたしまして、日下この防止をどういうふうにするかといふような検討を加えておりますが、これはしかし、科学的の面が多いのでございまして、一つ政府委員から詳しく説明させることにいたしたいと思います。

○政府委員(補本正廣君)　お答えを由し上げます。ただいま大臣から申上げましたように、今後放射性物質等によりまする水の汚染は、新しい一つの事態としてきわめて重要な問題だとしておりまます。放射能の汚染対策につきましては、総合的には科学技術省等が總括的な窓口としてその所管をいた

○藤田藤本郎君 そこで、今の上流の病院で使つてゐる放射性物質の処理といふ問題は、それはこれから研究するといふそんな簡単な問題ぢやないと思うのです。川下の水を飲用水などに使うといふのに、上流の病院や学校その他で放射性物質が使われていてそれが蒸発とか何とかいう処置が講じられず、そのままでおるといふ状態について、私は総合的な問題は今御答弁を聞いてわかるのですけれども、今直ちにやらなければならぬ問題があるのでないかと私はそう思うのです。これが

これが医療にすべての名をもつた医学研究者であるは、農学部等を持つてゐる大学において研究の対象になる。あるいはもう相当の病院はみんなこれを一つ扱うといふようなことになりますと、「これはなかなか非常に今御指摘通り、不安な問題が出て来ると思つております。そこで、厚生省といたしまして、この取扱いにつきましては、最善の措置を講じたい」という考え方を持ちまして、各関係局あるいは研究所等を動員いたしまして、目下検討を加えながら、らその準備、対応するような態勢を今整えておりますので、そう遠くかなる問題ではない、こういうふうにまあお詫びをおこなつておるところでございます。なお、一つ成案を得るようになつてしまつて、そつとしてこれらの問題がそういうふうのを扱う方々だけの問題ではなく、一般国民が十分これは関知するような處置もあわせてとらなければならぬ立場で、こういうふうに考えております。

れりましで、これにつきましては、鉛
害防止と申しませうか、至急一つ立
法措置を講じまして、除外の措置での
きるような法規をすみやかに御審議願
うような方法をとりたい、こういふよ
うに思つて進めております。

○ 藤田藤太郎君 重ねて私はこの問題
について申し上げておきたいと思うの
だが、総合的な研究を法律化して処置
するという問題は近いうちとおっしゃ
いますから一応了承いたします。しか
し、宇治に原子炉を置くということこと
で、要するに淀川の水を大阪、尼ヶ崎
神戸が水源地に持つてゐる、そういう
関係から宇治に原子炉を置いて、その
汚染した水をどう蒸発するか、この問
題が発展して、天災地変が起きたとき
に、その原子物質が水にまじって流れ
たときだ、生命の關係といふことでい
ろいろ大問題になつてゐることも、私
は厚生省や大臣はよく御存じのことだ
と思う。ところが、今お聞きすると、

やはり数は少くとも病院、大学その他で研究用に使っているといふものの十分な処理といふものがまだできていないということにお聞きするわけです。これは現実に、たとえば大阪の例をすれば、京都府にそういう所があるのかどうかという問題に発展するわけですが、私は重ねてここで強く要望しておきたいと思います。

それから次の問題は、簡易水道には國家が十億の補助金を出している。四分の一の補助金を出して府県の負担は、市町村またはグループによつて起債、その他で、簡易水道というものが今行われているということなんですが、今の対象人員が五千人になつてゐるが、五千人では町村合併その他から見て、私は少し無理があるのじやないか。今日の町村合併後の町村といふものは、大体一万以上二万くらいのところをめぐつてなつていて、思うのです。そうなると、この簡易水道をやるのに五千人以下ということでは、なかなか適用といふ問題がむずかしくなつてくるのじやないか、私はそういうことを考えますときに、第一点としては、私はやっぱり簡易水道を作る補助金を予算化して、たとえば四分の一を二分の一にするとかそういう措置も講じていかなければなりませんと同時に、この対象の町村合併の実態の上に立つて、簡易水道の増強のために、もつともうと心をいたしてもらいたいと思うので、その点について、今後どう処置をされるか、御見解を承わつておきたい。

○國務大臣（神田博君） ただいま神田委員の御指摘になりましたことは、私も全く同感でございまして、基本的にはそういう考え方を持つております。それで、そういうような方向で進めて参つたのでございますが、御承知のように、町村合併は進んで参りましたが、やはり部落単位と申しましようか、個々の町村にいたしますと、まとまつた一万といふようなものは少いのです。いまして、大体幾千程度で――五千未満の部落単位が幾つも合併していく、こういう状態になつておりますので、将来の問題としては御指摘のよよりに変えて参りたいと思っております。しかし、これをするならば、今御指摘になつた事情にある一万人を単位とするというようなものにつきまして、これは特殊の状態にあると申しましようか、特殊の事情があるといふうに考えまして、これにつきましては特別に補助がし得ると、こういうようなことに大蔵省とも了解済みでございまして、今御指摘のようなものがございますれば、五千人といふものを一万人で、も引き上げて一つやつていく、こういうようなお考えでございますので、今この段階においては、御指摘の問題については対処できるのではないかと考えております。将来の問題についてはそういう方向で進んで参りたい、かように考えております。なお、四分の一の補助があるということになると、それから非常に簡易水道の要望が強いのでございまして、今年は非常に率からいくと上つたということになります、十億円をもつてしまつても期待通りには参らぬと思います。そこで、基本法としての水道

道法を今年御審議願つて、これを母法として、将来相当一つ大幅な補助費を増額していただき、十分な一つ普及をはかりたい、こういう所存でござります。

○藤田彌太郎君 もう一つ第三条の関係なんですが、「給水人口が百人以下である水道によるものを除く。」と書いたのですね。これはどういう場合に法律を適用される、どういう監督をおやりになるのですか。ここのこところを一つ聞いておきたい。

○政府委員(楠本正磨君) お答え申し上げます。なるほど御指摘のように、この法律の対象となりますものはすべて百人以上になるわけでございます。従いまして、百人以下の水道につきましては、一応この水道法の規制を受けないこととなるわけでございます。申しますのは、現在これらを改めて小規模の水道におきましては、それぞれ地方において小規模水道の取締条例を作つておるところ等もござりますが、これらを一々調べてみますと、大体百人以上が条例の対象となつております。従つて、あまり小さいものをとりますことは、そこに無理にこの水道法を適用いたしますことは、かえつてその実情に沿わないんじゃないか、ことに最近は井戸を相当何軒かで使うというような事例も出ておりますから、かようなものをも。しかしながら、井戸をも含めまして飲料水全般の問題といったしまして、百人以下のようなきわめて小規模の水道につきましては、今後この法律の趣旨にのつとりまして、十分

行政指導をもつて間違いのなきを期していきたい、指導啓発をしていきたいい、かような計画でおる次第でござります。

○藤田藤太郎君 それじゃ百人以下の行政指導というのですが、私はよくわからぬのですが、行政指導を直接や出先というのはどこですか。

○政府委員(浦本正廉君) 保健所が直接これを担当することといたしております。しかしながら、保健所だけでは、なかなか数も多いことございます。ことに飲料水の問題は数も多いことでございまして、保健所はもちろん責任を持つて行いますが、なお、手の足らぬところ、末端に徹底いたしませんところは、衛生主任というものが各町村におりますので、これらに保健所で講習会その他を十分にいたしまして、さらに末端はこれらの町村の衛生主任者をして十分衛生上の見地から、これらの井戸戸をも含めたきわめて小規模水道の指導をいたしておる次第でござります。

○藤田藤太郎君 次に、都道府県を委任するという事項が、権限委任の問題が四十六条にあるわけですけれども、たとえば五大都市という場合にはどういうことになりますか。

○国務大臣(神田博輔) 五大都市には、できるだけこの指限の委譲をしたいと、こういうふうに考えております。

○藤田藤太郎君 委任をしたいといふ、この条文ではないのですから、聞くところによると、地方自治法施行令の百七十四条の四十二ですか、これによつて厚生省が自治府に手続をすると、いうようになつてゐると私はこう見た

ところ考えるのですが、そういう手続をおとりになるわけですね。

○國務大臣(神田博彦) お尋ねでござりますが、ただいまの水道条例と委譲との関係においても、委任をいたしてありますので、本法におきましても、施行された場合には委任して参る、こういうふうに考えております。

○藤田藤太郎君 刑事局長がお見えになつておられると思うのですが、おいでになつておりますか。

○理事(山本經勝君) おいでになつております。

○藤田藤太郎君 この罰則の問題なんですが、いさいますけれども、五十二条から五十六条まで罰則がござります。そこでは第一に五十一条なんんでございますが、「水道施設を損壊し、その他水道施設の機能に障害を与えて水の供給を妨害した者は、五年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。」³³ みだりに水道施設を操作して水の供給を妨害した者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。³⁴ で、どちらかその行為の重いものにするという工合に、水のことなどざいますから、監督取締りということは、まことに貴重でございましょうけれども、このようないふ形で供給を妨害したということになつて、刑法の關係をきらいて、淨水した給水料金といふことに限られてしまうと思うのですが、そうなりますと、この供給を妨害したとか、機能に障害を与えたといふ簡単なことで、非常に広範囲な格好で刑罰規定があるわけなんです。私は第一に、この刑罰は重過ぎ

やせぬかと思うわけです。もう一つは、こういう妨害したという格好で非常に広い意味のことになつておりますと、これは非常にそこで働いている者からすれば、五十六条の関係を見ましても不安な問題があると思うのです。だから私は故意にこの供給を妨害したとか、破壊を目的としてやつた場合に、こういうものが、この法が適用されるのだ、そういう形にでもならないと、どうもこことのところあたりが、あまりにもばやつとした中で非常に重い刑罰がかけられているということにならぬかな理解がしにくいのですが、そういう点について御意見をお聞かせ願いたい。

及び第二項の未遂罪は、罰する。」と、
こういう規定がござります。これは第一項、
第二項のような供給を妨害した
といふような者に対する未遂罪の罰則で
、現実に供給妨害がなくて
も罰せられることがあり得る規定で、
この水道法の第五十一条に比較いたし
ますると、ずっといろいろな点から取
締りをしておるわけでござります。

といふものは、取水施設とか、貯水施設、あるいは導水施設などの原水の段階に入るものの取締りの対象になるわけでござります。

作為の行為につきましては処分する規定にはなっておりません。従つて、違法なストライキというようなものでも、積極的に作為をしたものでない單なるウオーカ・アウトと申しますか、仕事をやめてしまつたというような程度では、これは五十一条の一項、二項には触れないという考え方でござります。

す。さよなら罰則規定でござりますので、これも何か行為をなさない者に対する处罚規定のように御了解いただかないように私は考えておるわけでござります。

及び第二項の未遂罪は、罰する。」と、こういふ規定がございます。これは第一項、第二項のような供給を妨害したというような者に対する未遂罪の罰則といふので、現実に供給妨害がなくても罰せられることがあります。この水道法の第五十一条に比較いたしましておると、ずっといろいろな点から取締りをしておるわけでござります。この規定は、ただいま申し上げましたように、第一項と第二項に供給妨害を処分する規定を設けたのでございますが、確かに刑法の規定の百四十七条に比較いたしますと非常に重くなつておりますが、刑法の百四十七条の水道の損壊、壅塞といふような、まあこれ非常に高度の規定であります。刑法の二百六十一條などの一般毀棄罪などとの規定に比較しまして、水道を全然とめてしまつとうやうな非常に高度のものの处罚規定でございます。

なお、この刑法の水道はごく狭い概念でございますので、刑法の程度ではいろいろな複雑になりました現在の状況から言いまして、われわれの取締り上からもいま少しく広くしてもらいたいということで、水道施設といふようなことの条文を設けまして、第三条の七項に水道施設の定義ができるおりまです。従つて、刑法の水道よりもこれは確かに水道施設の方が範囲が広くなつておりますが、刑法の水道と申しますると、結局浄水を供給する水路の部分といふようなことになつております。これには貯水池あるいは水道——淨水に導く施設などは、場合によつては含まれないといふような趣旨の判例もございまして、非常に狭い概念でございますが、今度の水道法の水道施設

「理事山本經勝君退席、委員長着席」

かような規定を設けましたことにつきまして、刑法の非常に高度のものを省いて規定するわけにもいきませんので、どちらかに比較いたしまして、重い場合にはその重い方の規定に従うといふ趣旨の第三項の規定がございますけれども、これは刑法等の刑罰規定においては、かような例文的な規定は往々用いられるやり方であります。そこで、このごく狭い範囲の刑罰の規定の一年以上十年以下の刑罰でございましょうなものを五十一条から特に除くことによっては、刑法にも触れ、この三条にも触れて、このごく狭い範囲の水道につきまして行われたといふような場合には、刑法の百四十七条の一年以上十年以下の刑罰でございましょうことではないので、場合によつては、刑法にも触れ、この三条にも触れて、このごく狭い範囲の水道につきまして行われたといふような場合には、刑法の規定を適用するといふことになりますと考へるわけでございます。

なお、罰則が少し重いのではないかということでござりますけれども、結局これはガス事業法の五十三条と同じ程度の刑罰法規でございまして、刑法の二百六十条、二百六十二条の、建造物を損壊もしくは器物損壊の規定とは比較いたしまして、大体この程度であつては適当ではないかと私どもは考えております。この冒頭に申し上げましたとおりに、この規定は特にガス事業法の二十三条の三項、四項といふような規定が書いてございますので、消極的な

作行為の行為につきましては処分する規定にはなっておりません。従つて、違法なストライキといふようなものでも、積極的に行為をしたものでない単なるウォーカ・アウトと申しますか、仕事をやめてしまつたといふような程度では、これは五十一条の一項、二項には触れないという考え方でございます。

それに未遂の点が省いてございますので、現実に水の供給の妨害をやらなければこれは犯罪にならない。未遂の程度では犯罪にならないのでござりますので、さような点から、ストライキの問題はこの建前からは対象になつておらないといふように御了承になつてけつこうだと考える次第でござります。

それから五十二条以下の罰則規定は、行政関係の罰則規定でござりますから、それは厚生省の方に御説明願ひことにいたしまして、五十六条は法人の關係の両罰規定でございまして、これはこの末条に規定がござります通り「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関する第五十二条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は五十二条以下の罰則に触れると同時に、かよくながが法人の代表者もしくはその代理人、使用人その他の従業者がいる場合には、その法人等を罰する」という両罰の趣旨でありまして、罰則を犯さなかつた者をも罰則処分するという趣旨の規定ではないわけでございま

す。さよなら罰則規定でござりまするが、私どものこの罰則に対する考え方は以上の通りでござります。
○藤田藤本郎君 五十一条の考え方方はわかりましたけれども、五十六条は大体この法文からいって、事業全体からいうと、事業者を主体に罰則規定をこしらえるという立合に理解をしたいのですが、従業員というのが入つておりますので、何でもかんでも関連して罰則が適用されるような不安を働いている人は持つわけなんです。そのところをもう一度お尋ねしたい。
○政府委員(井本嘉吉君) 結局従業者が違法行為をやらなければその事業者は罰せられないわけでありますて、ほかの者の責任を従業者に課するということはないわけでございます。従つて、合法的に働いていただけば、何ら従業者が剥削の対象になるといふようなことは、この末条からは全然出てこないと考えておるわけでございます。
○藤原道子君 私はこの際ちよつとお伺いしておきたいのですが、簡易水道の補助率は四分の一国庫負担となつておりますが、私聞くところによると、非常に申し込みが殺到して、四分の一の補助では要求にこたえられないのですで、これをさらに小さく配分して、末端へ参りますと、非常に補助率が少くて地元負担に堪えかねておるというふうとを聞いておりますが、その状況をちょっとと聞かしていただきたい。

○政府委員(補本正廣君) お答えを由
し上げます。ただいま御指摘の点まことに
にござつともな点でございました、審
査は以前はきわめて予算も少額でござい
ました。しかもきわめて多数の希望が
ございましたために、勢い査定を厳重化
いたしまして、一定の基準査定を嚴
重にいたしまして、個所数をふやした
といふような例もございました。しかし
し、最近はおかげをもちまして、国庫
補助金も逐次増額されておりますの
で、かような無理なことはせずに、逐
次規定通りの四分の一補助を一定の基
準に従つて支出するという方向に進ん
で参つております。なお、地方がな
ぜ負担が図るかという点は、起債の問
題が裏づけがないという点が一つの原
因でございます。そこで本年からは特
に七〇%以上、少くとも七〇%だけは
起債を確保するということで、すでに
財源も得ております。ただいま御指摘
の点は今後逐次改善いたしまして、ど
んなところでも簡易水道が要望があれ
ば引ける態態にいたしたい、かように
考えておる次第であります。

は都市の高い比率を含めての全国平均でございますから、これがいかに参考になりますと、わざかに水道が一五%、そしてたまり水だと、流水を飲んでおるものが二四%、井戸水は六一%になつておりますね、お宅で出したこの参考資料は、ことに飲料水に適当な水質のものは三七%であります。あの六三%は不適当な水を飲んでおるという資料がここに出ておるのです。ということになると、これはゆき問題だと思う。従つて、今後予算がどのくらい取れる見込みなのか、いつになつたらこれらが普及、完全を期することができますか、このお見通しについて、これは保健衛生の見地から特にお伺いしたい。

ができると安心してしまってぬかりがある。保健所を作る大した意気込みだった。私たちを上げて賛成してあの法律をです。ところが、できてみれに医者がいなかつたり、保健三分の一ぐらいしかいないよ所がある。予算が削られましょなことで、食品衛生の監か、こういつもの数も足らなくなっている。「やいなことを審議しても私たち熱意がないままうのです。従いまして、にかく長年の希望であります。ようやく成立するのでござい、ぜひ今後ほんとうに熱意これの普及のために御努力願ばならないと思うのです。

さらに一点お伺いしたいとるのは、伝染病が非常に減った。これは資料に明らかになつていて、私は非常に遠くから水を運んでいます。こういうことでたださ、労働をしている農村の婦人が水道のじや口をひねつたとなんとうに神様に手を合わせよとで水道に手を合せたというよくも私いただいております。こんなことから、簡易水道ができますが、流産とか、早産とか、ものも相当減つてきたやに聞い人の何と申しますか、異常産とのですが、そういう何かデーターいましょうか。

（本正麻君）個々の事
　、いまだ格別のデー
せんが、しかし、お
おります資料でも、こ
よう、伝染病が約
。あるいは医療費
された時間がどうい
どれくらいの時間を
それがどの程度節約
たか、こういふよう
書いてござりますよ
り、非常な効果を上
お、火災の防止、火
度にその被害が減る
調査の結果出している
いや、異常感、つま
ようなものが相当防
いかと思うのですが、

て、いつも
きに、厚生
省の算を取
り得る所と
して、大蔵省
の水道法案が
大臣におか
れ、努力を払
う。力をして
たしまして
す。

○田村文吉
度厚生省が
なわけです
とは技術者
の実際水道の
のは非常に
ますが、そ
か。

○國務大臣
点につきま
すので、そ
ういう点
らぬと非常
に御注意
ます。

それから
ありますね、
うです。どう
うですか。
みでそれを
か、ちょつ
思ふま。

厚生省は、何か交渉するところはないのです。けれども、田代守ることによって生み出すことをもつと強調されて、ぜひ審議されているこの際に、これまでには、ほんとうに全て保険衛生のため特に御努力といふことを私は希望したいということを私は希望したい、質問を終りたいと思います。

○政府委員(楠本正康君) 現在、水道事業を行なつておる市町村は、簡易水道を含めまして約四千カ所に及んでおります事業が……。

○田村文吉君 いやそうじゃない。供給事業といふのがござりますでしょう、それのことですよ。

○政府委員(楠本正康君) まことに失礼を申し上げました。現在水道用水供給事業を行なつておりますところが全国四カ所でございます。大阪府営あるいは神奈川県営等が用水供給事業者としてその水を周辺に配つておるわけであります。

○田村文吉君 そつすると、地方公共団体に限り、今度もその方針でいられますか、そうでなくとも、そういうものを許す場合があるとお考へになつておられます。

○政府委員(楠本正康君) この法律全体の思想いたしましては、公営企業を優先することにいたしております。

しかし、どうしてもいろいろな事情で私當の方がさらにも能率的であるとか、そういう事情がある場合にはこれは考慮をいたしたいと、かように考えておられます。

○田村文吉君 もう一つ何つておきたいのですが、東京都あたりでもときどき海水で水がなくなつてしまつた設備をせにやならない。それは政令でおきめになると、こういうふうになつて、この法律を拝見すると、十分に海水時においても供給の間に合はるよくなつた設備をせにやならない。それは政令でおきめになると、こういうふうになつて、何ですね、実際におきめになる場合には何日分とか、どのくらいの量を

保有しなければならぬとか、どうかことは明瞭にお書きになるだらうと思ふのですが、そういう点を一つ明らかに……。

○政府委員(楠本正康君) まことに失道にはいろいろな施設の形態がございまして、貯水量がきわめて少くても供給量がきわめて多く、確実であり、円滑に参る場合もございます。一方、貯水量がきわめて多くてもその供給源がきわめて少いといふような場合で、必ずしも一概に参りません。従いまして、この法律におきましては、今後この水の不足といふようなものに対しましては、合理化の勧告、あるいは他の緊急応援、たとえば東京都の水が困った場合には神奈川県営からも緊急的に水の応援ができる仕組み等にいたしまして、かような問題を解決いたしたいと、かように考えておる次第でござります。

○田村文吉君 わかりました。

○委員長(阿良根登君) 他に御発言もございませんよですから、質疑は尽きたものと認めるに御異議ございませんか。

○田村文吉君 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(阿良根登君) 御異議ないと認めます。

それから報告書には多数意見者の署名を付することになつておりますから、本案可とされた方は、順次御署名を願います。

○委員長(阿良根登君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否

〔速記中止〕

○委員長(阿良根登君) 速記を起し認めます。それではこれにて散会いたします。

午後八時四十六分散会
五月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

一、地区衛生組織の育成に関する法律案(衆)

○委員長(阿良根登君) 御異議ないと認めます。それでは、これより水道法案について採決をいたします。

○委員長(阿良根登君) 本案を原案通り可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(阿良根登君) 全会一致でございました。よつて本案は、全会一致でまとめて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(阿良根登君) なお、本会議における口頭報告の内容、講長に提出する報告書の作成、その他の手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(阿良根登君) 御異議ないと認めます。

それから報告書には多数意見者の署名を付することになつておりますから、本案可とされた方は、順次御署名を願います。

〔速記中止〕

○委員長(阿良根登君) 他の御発言もございませんよですから、質疑は尽きたものと認めるに御異議ございませんか。

○委員長(阿良根登君) 他に御発言もございませんよですから、質疑は尽きたものと認めるに御異議ございませんか。

〔速記中止〕

○委員長(阿良根登君) 速記を起し認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否

〔速記中止〕

○委員長(阿良根登君) 速記をとめて。

○委員長(阿良根登君) 速記をとめます。

○委員長(阿良根登君) 速記を起し認めます。それではこれにて散会いたします。

午後八時四十六分散会
五月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

第五条 二以上の地区衛生組織は、連合会を組織して、会員の指導及び連絡に資することができる。

第六条 市町村長は、当該吏員に地区衛生組織の行う事業活動を指導させることができる。

(市町村の補助)

第七条 市町村(特別区を除む)域にあつては、都(以下同じ)は、地区衛生組織に対し、蚊、はえ、ねずみ等を駆除し、その他地方における公衆衛生の向上と増進に資するため、緊急応援、たとえば東京都の水が困った場合には神奈川県営からも緊急的な援助ができる仕組み等にいたしまして、かような問題を解決いたしたいと、かように考えておる次第でござります。

第八条 国は、市町村に対し、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、前条の配布又は補助に要する費用の一部を補助することができる。

第九条 この法律に定めるもののはか、この法律の施行に關し必要な事項は、厚生省令で定める。

(厚生省令への委任)

第十条 この法律に定めるもののはか、この法律の施行に關し必要な事項は、厚生省令で定める。

(規約及び解散の届出等)

第十一条 地区衛生組織を組織したときは、その代表者は、厚生省令の定めるところにより、規約を市町

村長(特別区の存する区域にあつては、都知事。(以下同じ。)に届け出なければならない。規約を変更したときも同様とする。

第十二条 地区衛生組織が解散したときは、その代表者は、厚生省令の定めるところにより、その旨を市町